

障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)(障がい者制度改革推進会議)【概要】

・日本の障害者福祉政策の経緯、障害者の人権確保に関する国際的な取組(「障害者の権利宣言」(1975)、「国連障害者の十年」(1983~等)→障害者権利条約の採択(2006)、効力(2008)→
綱結に向け国内の制度改革へ
・「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置(昨年12月)…条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の実施
・「障がい者制度改革推進会議」の開催(本年1月~)…障害当事者を中心構成し、改革の「エンジン」部隊として計14回にわたり審議
・「障がい者制度改革推進会議」の開催(本年1月~)…障害当事者を中心構成し、改革の「エンジン」部隊として計14回にわたり審議

基本的考え方

- 1. 「権利の主体」である社会の一員 2. 「差別のない社会づくり
 - 3. 「社会モルタル」的視点からの新たな位置付け
 - 4. 「地域生活」を可能とするための支援 5. 「共生社会」の実現
- 基礎的な課題における改革の方向性**
- 1) 地域で暮らす権利とインクルーシブな社会の構築…
地域移行や地域生活支援の充実を柱に据えた施策の展開
 - 2) 障害の捉え方…国民全体の意識改革(医学モデル→社会モデル)
 - 3) 障害の定義…サービスを必要とするすべての障害者を支援
 - 4) 差別の定義…法律における定義の明確化(合理的配慮を含む)
 - 5) 言語・コミュニケーションの保障…法律における定義の明確化
 - 6) 虐待のない社会づくり…虐待防止、被害の救済等の制度構築
 - 7) 障害の表記…国民各層の議論動向を踏まえた考え方の整理
 - 8) 実態調査…障害者及び家族の実態把握

横断的課題における改革の基本的方向性

1)一「障害者基本法」の抜本的改正

・中央障害者施設協議会及び推進会議を発展的に改組し、改革集中期間における改革推進会議と並ぶ審議会組織を設置(改革集中期間終了後、上記のモニタリング機能へ移行)

1)二 改革集中期間における推進体制

・障害の定義、差別の定義、施策分野規定の見直し・追加。改革集中期間終了後、障害者権利条約の実施状況の監視等を担うモニタリング機関(改革集中期間終了後設置)

2)障害を理由とする差別の禁止法(仮称)等の制定

・障害者に対する差別を包括的に禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築
→「差別禁止部会」で検討、25年に法案提出、併せて他の関係法律整備法案も検討
このに関連し、人権教養制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

・制度の谷間を生まず、障害者が地域で自立した生活を営むことができる制度の構築
→「総合福祉部会」で検討、24年に法案提出、25年8月までの実施

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
○第一次意見取りまとめ →●制度改革の基本的方向を決定(6月中下旬予定)	改革集中期間において、推進会議又はこれを継承する審議会組織は、改革が 必要な制度・施策や次期基本計画の在り方等について議論し、必要に応じ政府に対 して意見提出	●障害者基本法 本改正・制度改定の 推進体制等に関する 法案の提出	●次期障害者 基本計画決定 (12月 目途)	●障害者差別禁止法 の提出(改革 の性進に必要な他の関 係法律の一括準備法 案も検討) ●障害者総合福祉法案 (仮称)の提出 → 8月までの施行
○第二次意見取りまとめ(秋から年末目 途)→●制度改革の重要方針を決定 推進会議で検討	●障害者基本法 本改正・制度改定の 推進体制等に関する 法案の提出	●次期障害者 基本計画決定 (12月 目途)	●障害者差別禁止法 の提出(改革 の性進に必要な他の関 係法律の一括準備法 案も検討) ●障害者総合福祉法案 (仮称)の提出 → 8月までの施行	
差別禁止部会(夏以降)で検討	総合福祉部会(4月~)で検討			

個別分野における基本的方向と今後の進め方

1) 労働及び雇用	※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な 対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定
2) 教育	・地方のバリアフリー整備の遅れ解消の方策(~22年度) ・情報ハリアリ化のための環境整備の在り方(~24年) ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の在り方(~24年)
3) 所得保障等	・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組(~22年 度) 投票所のバリア除去等 ・政治参加
4) 医療	・精神障害者の強制入院等の在り方(~24年) ・社会的入院等を解消するための体制 (~23年度) ・医療費用負担の在り方(応能負担) (~23年)
5) 療育支援	・相談・療育支援体制の改善に向けた方策(~23年) →「療育支援法」で検討 ・虐待防止
6) 虐待防止	・行為者の範囲、教育・監視機関の在り方 →「虐待防止法」で検討、24年に法案提出、25年8月までの実施

・アジア太平洋での障害分野の国際協力への更なる貢献
等